

広島県告示第六百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

平成二十一年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員 県立庄原特別支援学校に所属する次の職員 宗 田 泰 子	解 除 し た 事 務 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	解除した年月日 平成二十一年六月四日
--	--	-----------------------